

お知らせ

総合評価方式における工事成績評定点の取扱いについて

令和元年6月17日
山口県

総合評価方式で評価対象としている工事成績評定点について、令和元年7月1日以降に公告する工事については下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

1 評価の対象となる工事成績評定点

(1) 土木関係工事

土木建築部（建築指導課及び住宅課を除く。）、農林水産部及び企業局が発注した工事のうち、平成29・30年度に完成した工事の工事成績評定点の平均点とします。ただし、災害応急（一部応急、仮応急）工事として発注したもの及び維持管理工事等のうち出来形、品質又は出来ばえを評価できないものは、原則として、平均点を算定する際には対象としません。

また、平成29・30年度に完成した工事が無い場合は、平成25～28年度に完成した工事の工事成績評定点の平均点とします。

(2) 建築関係工事

土木建築部建築指導課及び住宅課が発注した工事のうち、平成27～30年度に完成した工事の工事成績評定点の平均点とします。

また、平成27～30年度に完成した工事が無い場合は、平成25・26年度に完成した工事の工事成績評定点の平均点とします。

なお、平均点は山口県が保有する資料により算出します。

また、平成25～30年度に完成した工事が無い場合は、工事成績評定点の平均点を65点として取り扱います。

2 工事成績評定点に関する問い合わせ

(1) 1の評価の対象となる工事成績評定点について問い合わせることができます。

(2) 電話等による問い合わせにはお答えできませんので、次の事務所等に本人又は会社担当者が身分を証明するものをご持参の上、直接お越してください。

ア 土木関係工事

各土木建築事務所、各港湾管理事務所、錦川総合開発事務所、各農林水産事務所、下関農林事務所、下関水産振興局、各工業用水道事務所、西部利水事務所、東部発電事務所、土木建築部技術管理課

イ 建築関係工事

土木建築部建築指導課、住宅課

(3) 問い合わせは、自社のものに限りません。

(4) 問い合わせがあったときは関係資料を閲覧していただきます。なお、写しを必要とする場合は関係資料を貸し出しますので、申し出てください。

(5) 関係資料を閲覧し、工事成績評定点に疑義がある場合は、当該工事の発注事務所等に文書により確認を申し出てください。確認の上、結果をお知らせします。

確認の結果、修正があった場合、6月28日までに申出があったものについては、7月1日以降に公告する工事にその結果を適用します。

また、7月1日以降に申出があったものについて修正があった場合、その結果は申出を受け付けた日以降に公告する工事に適用しますのでご注意ください。なお、この場合は申し出のあった社の平均点のみの変更となります。

3 申出書の様式等

「山口県庁ホームページ」→「組織から探す」→「[土木建築部] 技術管理課」→「[入札契約関係] 総合評価方式による競争入札の概要について」→「総合評価方式における工事成績評定点の取扱いについて」をご覧ください。